

報 道 資 料

平成28年3月31日
健康福祉部こども・女性局
こども家庭課 北、永岡
ダイヤル 0742-27-8605(内線2871)

児童養護施設入所に係る保護者負担金の徴収誤りの発生について

事案の概要

児童福祉法に基づき、児童養護施設に児童を入所させた場合、その扶養義務者から所得や家族状況等を元に、こども家庭相談センターが扶養義務者の負担金額を認定し、こども家庭課が毎月徴収します。

負担金額の認定に関して、市町村民税非課税世帯においては、障害に係る手帳の交付を受けた者や障害基礎年金の受給者のいる場合等、負担金額が免除となります。

今般、2件について、負担金免除要件に該当するにもかかわらず、その確認を怠り、長期にわたり誤って負担金の徴収を行っていたことが判明しました。

当該扶養義務者に対し、状況の説明と謝罪を行い 返還金(計 137,390円)について、3月18日に返済しました。

1. 過誤徴収の内容

事案	過誤徴収期間等	判明した経緯	返 還 額
1	H18年度～ H26年度 認定機関： 高田こども家庭 相談センター	H27年9月に扶養義務者から高田こども家庭相談センターに問い合わせがあり、調査の上で判明。	①徴収済額 254,100円 ②本来徴収すべき額 -44,550円 ③5年経過(時効)の徴収額 -116,160円 返還金 93,390円 ①月額2,420円×105ヶ月 ②月額4,950円×9ヶ月 ③月額2,420円×48ヶ月
2	H24年度～ H27年度 認定機関： 中央こども家庭 相談センター	事案1を受けて、同様に市町村民税非課税世帯で免除規定該当無しとして負担金を徴収しているケースの調査を実施するなか、H27年12月に判明。	①徴収済額 44,000円 本来徴収すべき額 0円 5年経過(時効)の徴収額 0円 返還金 44,000円 ①月額2,200円×20ヶ月

※ 月額単価は入所児童数により異なる。

また、事例1に関しては均等割のみ課税の時期がある (月額4,950円)

2. 当該扶養義務者への対応

誤徴収の経緯等を家庭訪問により説明し、謝罪致しました。

なお、事案1の扶養義務者には、時効(返還を求めた日から5年以上経過)のため、一部金額について返還できないこと、及びこれについての国家賠償請求による手続きも併せて説明しましたが、扶養義務者は、時効にかかる金額の返還を求めておられません。

このことから、3月18日に両事案共に返還金の返済を致しました。

3. 誤徴収が生じた原因

今回の事案は、以下の要因が重なり、生じたものです。

- ・費用認定担当者の負担金免除制度の理解が不十分。
- ・費用認定の際、添付書類として扶養義務者が記載する書類の様式上の不備（扶養義務者が申告する負担金免除項目の一部が様式上に漏れていた）
- ・担当者が行った費用認定を再チェックする体制が不十分。

4. 再発の防止策

再発防止に向けて、以下の取り組みを致します。

- ・費用認定の際、扶養義務者が記載する書類の様式を改善。(負担金免除項目のすべてを記載)
- ・保護者に負担金制度を周知するため、相談先を明記した「しおり」を新たに作成し、児童が施設に入所する際及び負担金の決定通知を送付する際に配布。
- ・認定事務に係るチェックリストを作成し、複数の職員によるチェックを実施。
- ・職員の負担金制度への理解を深めるため、こども家庭相談センター内で職員研修を実施。

5. 管理監督者への注意

こども・女性局長から、中央及び高田こども家庭相談センター所長に文書注意を行いました。

<参考：「児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則」(奈良県)による負担金免除規定>

被措置者（施設等入所児童）の属する世帯の負担金階層がB階層(市町村民税非課税)の場合、次に掲げる世帯である場合には、徴収額は0円となる。

- ・扶養義務者のいない世帯。
- ・母子世帯、父子世帯。
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯、障害基礎年金等の受給者がいる世帯。